

海上保安部長公示第5-1号

港則法第39条第1項及び第45条の規定により、鳥羽港において、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、第39条第2項の規定により公示する。

令和5年7月21日

鳥羽海上保安部長



鳥羽港における航泊禁止について

花火大会の開催に伴い、鳥羽港において下記のとおり船舶（鳥羽海上保安部長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。

ただし、本大会が実施されている場合に限る。

記

1. 期間

令和5年7月28日（金）午後8時00分から午後9時00分までの間
（予備日）令和5年7月29日（土）同時刻

2. 区域

次の各点を順次結んだ線と陸岸に囲まれた海面（別図参照）

A点 鳥羽港東防波堤基部（北緯34-29-23 東経136-50-43）

B点 鳥羽港東防波堤灯台（北緯34-29-31 東経136-50-49）

C点 B点から真方位90度380メートル

D点 C点から真方位180度850メートル

E点 D点から真方位270度390メートル

F点 E点から真方位305度130メートル

3. 備考

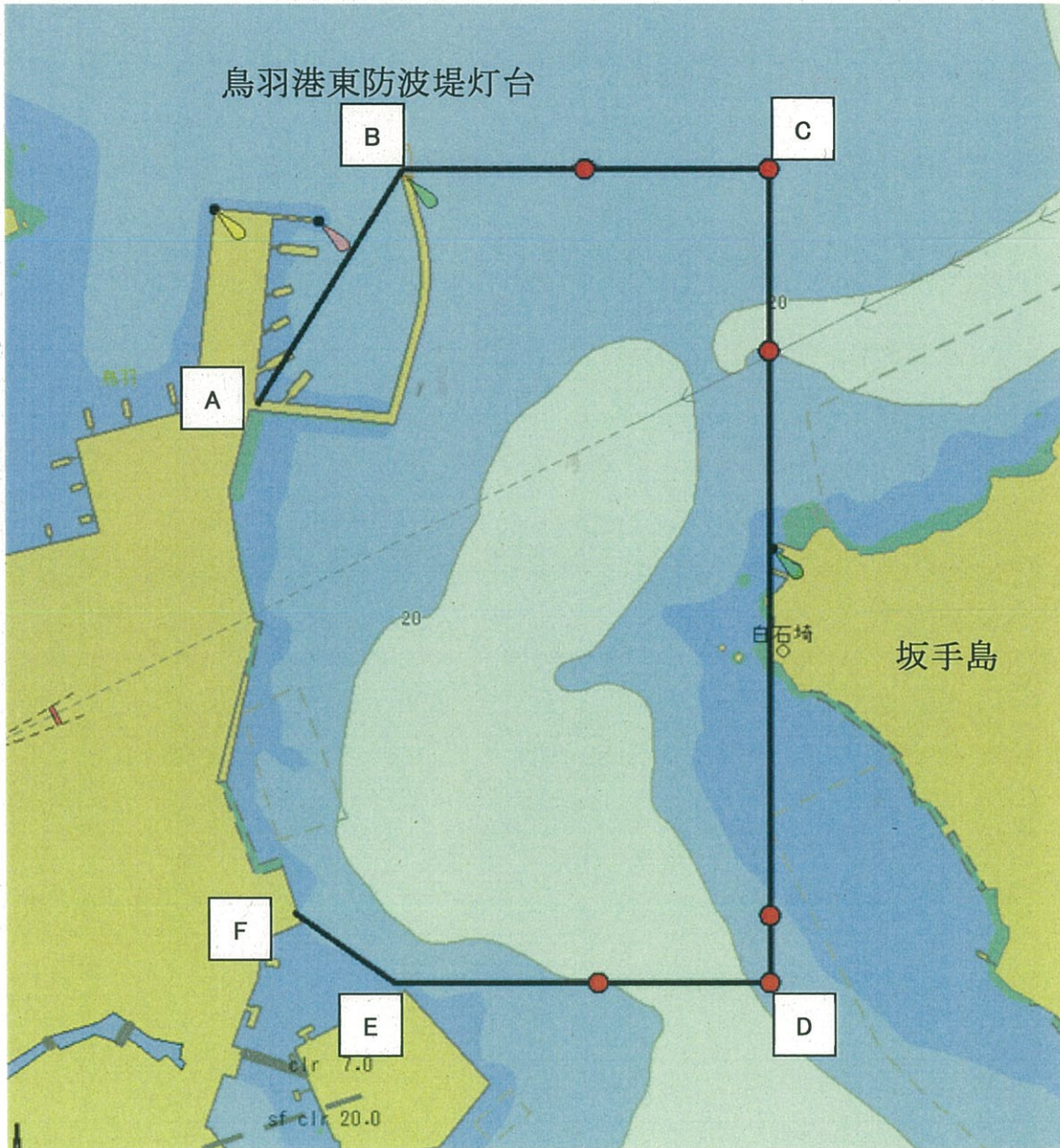
上記区域明示のため灯浮標6基（白色4秒1閃光）が設置される。

警戒船5隻が上記海域付近の警戒にあたる。

別図

航泊禁止区域概略図

海上保安部長公示第5—1号



● 灯浮標設置位置